

# 国税 納税方法の多様化

国税の納付は、金融機関や税務署で行うのが普通でした。しかし、ここ数年で様々な納税方法に対応してきました。新しい方法に変更することは、最初は手間がかかることが多いですが、銀行に行って窓口で待つ…という時間を考えると検討してみてもいいかもしれません。そこで今回は、金融機関の窓口へ行かずに納付する方法をお伝えします。

## ①ダイレクト納付

**納付方法** 預貯金口座からの振替により納付する

**事前の手続き** 電子申告の利用登録、ダイレクト納付利用届出書の提出（初回のみ）

電子申告後、事前に届出した預貯金口座から振替となります。一番のメリットはインターネットバンキング契約が不要であること、また手数料等もかかりません。税理士が納税者に代わって手続きを行うことが可能ですので、弊所で電子申告し、納税額が確定したところで届出している金融機関から引き落としとすることができます。（期日指定も可能）

## ②インターネットバンキング等

**納付方法** インターネットバンキング等から納付する

**事前の手続き** 電子申告の利用登録、インターネットバンキング等の契約

電子申告を行った際、納付番号・確認番号・納付区分という情報を受信します。これらの情報をインターネットバンキング上で入力することにより、納付を行うことができます。弊所のお客様であれば、弊所からこれらの情報をお知らせし、お客様自身でインターネットバンキング上の手続きをしていただくこととなります。

## ③クレジットカード納付

**納付方法** 国税クレジットカードお支払サイトで納付する

**事前の手続き** クレジットカードの契約

納税者がPC等で国税クレジットカードお支払サイトに接続し、利用者情報の入力・納付内容の入力・クレジットカード情報の入力を行うことで納付手続きが完了します。電子申告をしていなくても納付は可能ですが、弊所のお客様の場合は電子申告後、お客様自身で国税クレジットカードお支払サイトに接続し、全ての情報を入力していただくこととなります。また、決済手数料が必要です。

## ④コンビニ納付（QRコード）

**納付方法** コンビニエンスストアの窓口で納付する

**事前の手続き** QRコードの作成

国税庁ホームページのコンビニ納付用QRコード作成専用画面において、納付に必要な情報（住所、氏名、納付税目、納付金額等）を入力し、QRコードを印字した書面を出力することができます。弊所が作成し、お客様に送付することができるので手軽に利用可能ですが、利用可能額は30万円以下となります。

個人事業主の方は、振替納税を利用されている方が多いと思いますので、大きなメリットはないかもしれませんが、残念なことに地方税は電子納税に対応しているところが極端に少ないので、ほとんどの法人市民税等は銀行に行かないと納付できないという状況です…。（大阪府・大阪市は対応済です。）

今回は簡単にお伝えしましたが、税目や金額など限定される場合もあります。詳細はお気軽に弊所担当者にお尋ねください。

（文責：大林 慶子）